

政府全体における外国人材の受入れ・活用に関する動き等

経済財政運営と改革の基本方針 2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～ （抄）

平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定

第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革

〔1〕「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造
（対日直接投資）

対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」に基づき、小売店・飲食店・病院・公共交通機関等の多言語対応化、街中での無料公衆無線 LAN の整備促進・利用手続簡素化、地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェット受入れ環境整備、外国人留学生の日本での就職支援、重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制の実施に取り組む。また、総理・閣僚のトップセールスや、在外公館・JETRO・地方自治体の更なる連携強化による対日直接投資の案件発掘・誘致活動に取り組む。

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

〔1〕女性、若者など多様な人材力の発揮

外国人材の活用は、移民政策ではない。基本的な価値観を共有する国々との連携を強化するとともに、知日外国人材を増やす。優秀な研究者や経営者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、管理監督体制の抜本的強化等を着実に推進する。あわせて、人権擁護施策の推進など、外国人にも暮らしやすい社会に向けた取組を進める。

「日本再興戦略」改訂 2015 ―未来への投資・生産性革命― （抄）

平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定

第一 概論

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

2. 未来投資による生産性革命

（3）個人の潜在力の徹底的な磨上げ

優秀な外国人材の獲得競争が世界的に激化している中、我が国経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、海外の優秀な人材の我が国への呼び込みが不可欠である。特に、今後の経済成長の鍵となる IT 人材の不足への対応は待ったなしであり、海外の最新の知見と国内トップレベルの知見の融合によるイノベーションを促進する観点からも、インド、ベトナム等からの IT 人材の呼び込みに重点的に取り組むこととする。

また、訪日外国人旅行者の増大に積極的に対応し、経済成長につなげていくためには、観光分野における外国人材の活用も重要である。外国人固有の習慣や考え方等を熟知し、一方で日本らしいおもてなし文化に根差した接客等も行える外国人材など、外国人材の活用ニーズを的確に把握し、その能力の最大限の発揮を後押ししていく。

<鍵となる施策>

（前略）

④ 外国人材の活用

第二. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

高度外国人材の活用

《KPI》「2017 年末までに 5,000 人の高度人材認定を目指す。」

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2015 年 2 月までに高度人材認定された外国人数は 2,799 人

ii) 外国人材の活用

①高度外国人材受入れ促進のための取組強化

- ・「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」に沿って外国人受入れ環境の改善を進める。

②留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化

③IT・観光等の「専門的・技術的分野」における外国人材の活躍促進

- ・インド・ベトナム等の優秀な IT 人材の受入促進のため海外 IT 系大学の指定に関する政府間協議を推進、日本語学校と連携した留学・就労支援を実施

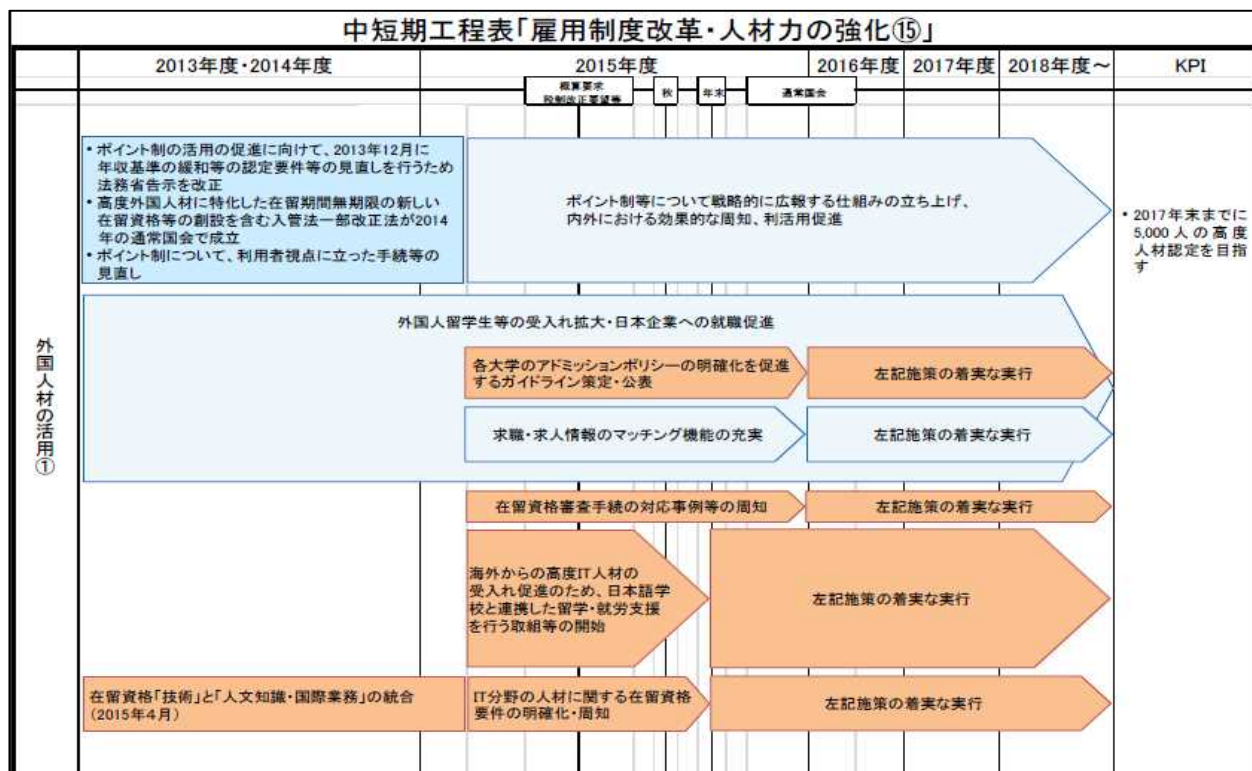
④経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進等

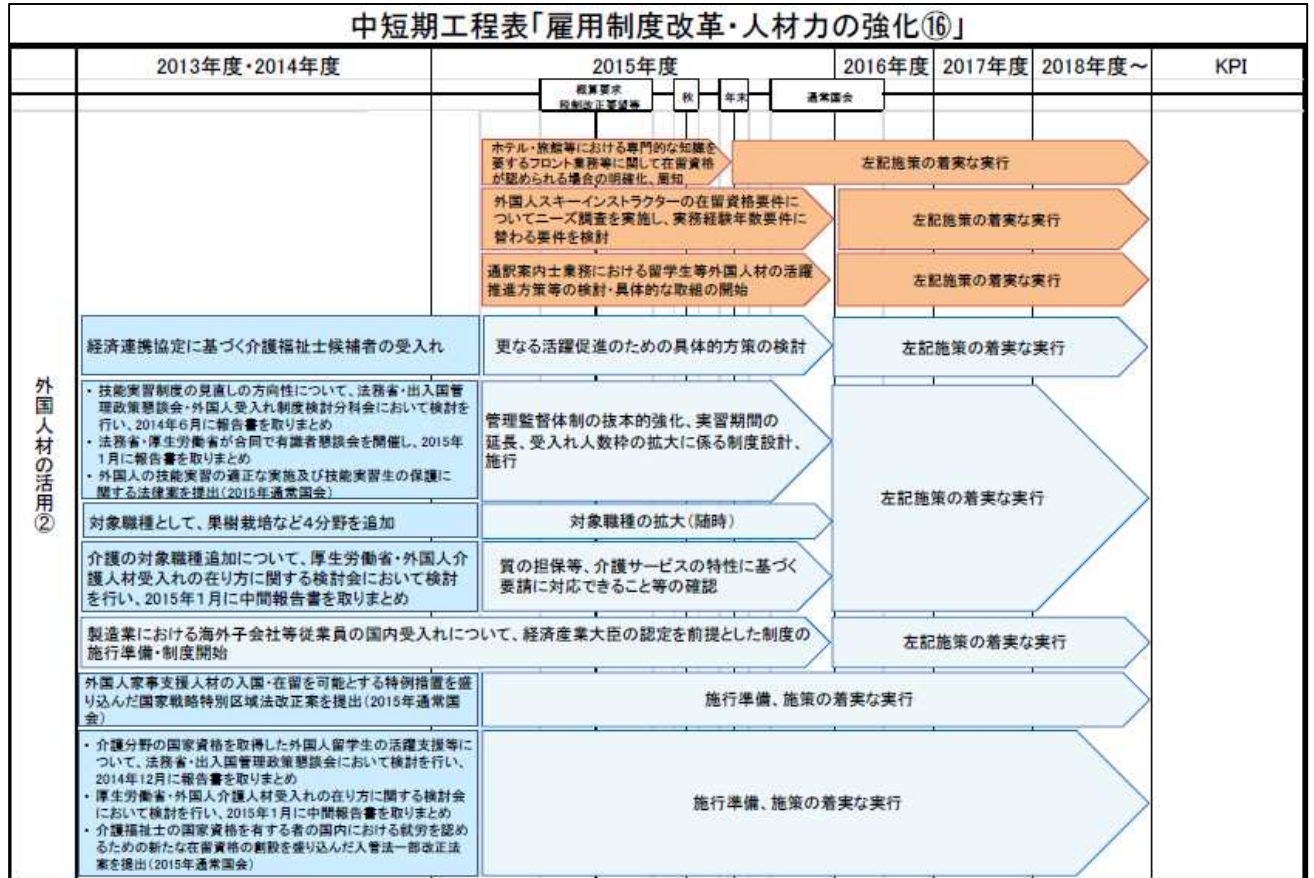
（中長期的な外国人材受入れの在り方検討）

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

「日本再興戦略」の改定について（中短期工程表）

中短期工程表「雇用制度改革・人材力の強化⑮⑯」





(参考) 日本経済再生本部

○日程表(掲載URL) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/kouteihyo.pdf>

「今後の出入国管理行政の在り方」

平成26年12月 第6次出入国管理政策懇談会

第6 共生社会の実現に向けた取組

(検討事項等)

我が国における中長期在留者の増加に伴い、生活者としての外国人の観点からは、様々な課題が生じている。外国人が多く居住する地方公共団体においては、先進的な取組がなされており、国の取組の検討に当たっては、これらを参考にしつつ、労働市場や年金、医療等の社会保障、日本語教育、地域社会への影響や治安等国民生活への影響も踏まえ、適切に対応していく必要がある。

今後も、中長期在留者の増加傾向は続くことが見込まれ、日本語の学習支援、外国人の子どもの教育、社会保障、外国人の就業支援、住宅などの課題に対し、国としても生活者としての外国人に対する施策を更に講じていくことが必要であり、外国人との共生社会の実現に向けて積極的な取組を行っていかねばならない。その際には外国人が地域の住民として貢献できるよう生活環境を整えていくことが重要であり、また同時に権利等への配慮や社会的負担の観点からの検討が必要である。この問題は政府全体で取り組むべき課題であり、出入国管理行政を担う法務省もその取組に積極的に参画していかなければならない。

「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書

平成27年1月30日 法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局

第2 制度の見直しに関する基本的な考え方

- 制度の見直しに当たっては、国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、まずは、現在指摘されている問題点の徹底的な改善を図り、併せて、制度の活用を図ることとする。
- 技能等の修得・移転の確保については、実習の各段階での技能評価の推進及び実習生の帰国後フォローアップ・技能発揮の推進を図るべきである。
- 監理団体及び実習実施機関の適正化については、監理団体及び実習実施機関のガバナンス強化並びに問題のある機関の排除、新たな法律に基づく制度管理運用機関の創設、不適正な監理団体等に対する罰則や名称の公表制度の整備並びに関係機関による取組・連携の強化を行うべきである。
- また、技能実習制度を適切かつ円滑に推進するため、監理団体や実習実施機関に対する必要な支援が引き続き行われることが重要である。
- 実習生に対する人権侵害行為等の防止及び対策については、制度管理運用機関における通報・申告窓口の整備、実習先変更支援の充実、技能実習の延長又は再実習（以下「3号」という。）の際の実習先の選択可能化、実習生の賃金等の処遇の適正化及び関係法令等に関する啓発活動の推進を行うべきである。
- 送出し機関の適正化については、送出し国との政府（当局）間取決めの作成及び監理団体及び実習実施機関による送出し機関・実習生間の契約確認の義務化を行うべきである。
- 技能実習3号については、一定の要件を満たす監理団体、実習実施機関及び実習生について、一旦帰国の後、認めるものとすべきである。
- 受入れ人数枠の見直しについては、優良な受入れ機関への受け入れ人数枠の拡大及び実習実施機関の常勤職員数に応じた受け入れ人数枠の均整化を行うべきである。
- 対象職種の拡大等については、「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」等の追加を可能とする措置、多能工化のニーズへの対応等を行うべきである。

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

平成26年4月4日 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議とりまとめ

- 建設産業の担い手不足については、①近年の建設投資の減少により、建設企業が倒産するなど、技能労働者の離職が進んだこと、②技能労働者の高齢化が進み、高齢者が仕事を辞めていつていること、③建設産業の処遇改善が進んでいないことなどから、若者が入職を避けるようになっていること、という3つの要因が考えられる。このうち、②③の要因については、建設産業が直面している構造的な問題。
- こうした問題を看過すれば、中長期的には、将来にわたるインフラの維持管理や災害対応等を地域で担う人材が不足することが懸念。
- こうした構造的要因による担い手不足の懸念に対しては、今回の緊急措置とは別に、中長期的な観点から、必要な人材を国内で確保していくことが基本。
- 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。
- その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。

◆ 活用を図る外国人材

- ・ 即戦力の確保を念頭に置き、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国し、雇用関係の下で建設業務に従事することができることとする（2020年度までに限る）。

◆ 新たな特別の監理体制（技能実習制度を上回る水準の監理）

- ・ 技能実習制度と同等の監理に加え、更に体制を強化・充実し、適正監理を図る。

外国人造船就労者受入事業に関するガイドライン

平成26年12月 国土交通省海事局

第1章 はじめに

1 国内人材の確保及び外国人造船就労者受入事業の概要

造船業は、国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えるとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域経済を支えている産業であり、造船業が長期的に成長し続けるためには、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、国内での造船労働者の確保に最大限努めることが最も重要です。

その上で、造船業と人材の相互流動が大きい建設分野における外国人材の活用促進に係る緊急かつ時限的な措置について、造船分野においても同様の措置を講じることが「日本再興戦略」改訂2014において閣議決定（平成26年6月24日）されました。

具体的には、造船分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国（注）し、受入企業との雇用関係の下で造船業務に従事することができることとし、あわせて、受入れに当たっては、賃金不払いや不法就労などの問題が生じないように、受入れを優良な監理団体や受入企業に限定する等の新たな特別の監理体制を構築するものです。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(平成二十七年法律第五十六号) (抄)

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十六条の三 国家戦略特別区域会議が、第8条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入れ事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実にを行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の三の項において同じ。）に定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があった場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣からあらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

(略)

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下この条において単に「指針」という。）を作成するものとする

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

～経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について～

平成28年3月7日 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

4. E P A介護福祉士について

(1) E P A介護福祉士の就労範囲の拡大について

イ 具体的な対応の在り方

- ・ E P A介護福祉士に従事させるに際し、受入れ施設において、業務に必要な日本語学習の支援を引き続き行うことやE P A介護福祉士のココの専門性や経験を踏まえた適切な配置や労務管理を行うことが重要である。
- ・ この必要な措置の内容としては、一定の業務経験や日本語能力を有することを条件とすること（中略）といった意見など、様々な意見があったことから、引き続き、本検討会において議論を行うこととする。